

## 永代供養合祀墓使用開始

近年になって、永代供養墓が注目されるようになりまし  
た。当山もようやく永代供養墓が開設されましたので、その  
概要をご案内いたします。

寿楽院永代供養夫婦墓及び永代供養合祀墓使用規則  
第1条 (目的)

この規則は、宗教法人寿楽院永代供養夫婦墓(以下、夫婦墓  
という)及び永代供養合祀墓(以下、合祀墓という)における  
埋骨及び管理と供養に関する必要な規則を定め、永代護持  
管理供養が適切に運営されることを目的とする。

第2条 (使用の資格)  
夫婦墓及び合祀墓は、檀信徒に限らず、管理者の承諾を得た  
ときに使用することができる。

第3条 (埋骨及び管理と供養の実施)  
1、夫婦墓又は合祀墓に埋骨し適切に管理と供養を行うも  
のとする。合祀墓に埋骨された遺骨は返却しない。  
2、委託者は、納骨と同時に、埋火葬許可証を管理者に提出  
しなければならない。

第4条 (契約及び永代供養料)  
1、委託者は、契約時に永代供養契約書を締結し、永代供養  
料及び諸費用を契約時に支払わなければならない。  
2、既納の永代供養料、及び諸費用は返却しない。但し、散  
骨されず、墓碑へ刻銘がされていない場合で契約後60日  
以内に限り契約を解除できる。この場合永代供養料は全額  
返還する。

第5条 (納骨及び施工)  
納骨作業、墓碑の刻銘、その他の工事は、当山の許可した者  
のほかは施工することができない。

第6条 (使用者の心がけ)  
寿楽院境内地内においては、常に清浄を保ち宗教的尊厳を  
傷つけないよう努めなければならない。

第7条 (補足)  
1、本規則に定めのない事項については、管理責任者が別に  
定める。  
2、不可抗力による天災・事故の墓地管理責任は、問えない  
事とします。

本規則は、平成二十八年七月一日から施行する。



### 細則

1、夫婦墓の永代使用料は、 85万円とします。(刻字代は、含まれていません)

2、合祀墓の永代使用料は、 以下の通りとします。

- ☆ 契約時直ちに合祀する場合 10万円 (刻字なき時は別に定める)
- ☆ 49日忌で合祀する場合 15万円
- ☆ 1周忌で合祀する場合 (1年間遺骨保管) 20万円
- ☆ 3回忌で合祀する場合 (2年間遺骨保管) 30万円
- ☆ 33回忌で合祀する場合 (32年間遺骨保管) 80万円以上

平成28年7月11日合祀墓開眼

